大和市勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第61号

大和市勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市勤労福祉会館条例施行規則(昭和58年大和市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「利用申請」の次に「等」を加え、同条第1項中「提出しなければならない」を「提出して、利用申請をしなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同項各号中「3月前」を「属する月の3月前の月の20日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により利用申請を行う者は、あらかじめ勤労福祉会館利用者登録申請書により利用 者登録をしなければならない。

第4条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、会館を利用しようとする者は、利用日の属する月の3月前の月の初日から10日までの間に事前予約の申請をすることができる。この場合において、次条第2項の規定により事前予約の決定を受けた者は、利用日の属する月の3月前の月の19日までに利用申請をすることができる。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、利用日の属する月の6月前の月の初日から利用日の属する月の4月前の月の末日までの間に、勤労福祉会館利用申請書により利用申請をすることができる。
 - (1) 市が主催し、又は共催する事業に利用する場合
 - (2) 指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業に利用する場合
 - (3) 勤労団体が利用する場合
 - (4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は市が出資する 公益財団法人若しくは公益社団法人が利用する場合
 - (5) 国又は地方公共団体が主催する事業に利用する場合

第5条第1項中「前条に規定する申請」を「前条第1項、第3項及び第4項の利用申請」に、「、 勤労福祉会館利用承認書により」を「勤労福祉会館利用承認書により、利用を承認しないときは勤 労福祉会館利用不承認決定書により」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前条第3項に規定する事前予約の申請があったときは、利用日の属する月の3

月前の月の11日に利用申請ができる者を決定するものとする。この場合において、事前予約の申請が重複した場合は、抽選によりこれを決定する。

第11条を次のように改める。

(利用料金の減免)

- 第11条 条例第23条に規定する利用料金の減免の額については、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 第4条第4項第1号又は第2号に該当する場合 利用料金の全額
 - (2) 第4条第4項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合 利用料金の2分の1の額 第14条中「第7号様式」を「第9号様式」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	勤労福祉会館利用申請書	第4条
第3号様式	勤労福祉会館利用者登録申請書	第4条
第4号様式	勤労福祉会館利用承認書	第5条及び第9条
第5号様式	勤労福祉会館利用不承認決定書	第5条
第6号様式	勤労福祉会館利用変更(取消)申請書	第9条
第7号様式	勤労福祉会館利用変更(取消)承認書	第9条
第8号様式	勤労福祉会館利用料金還付申請書	第12条
第9号様式	勤労福井市会館利用料金還付決定通知書	第12条

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び第5条の規定は、平成29年1月1日以後の利用に係る申請について適用 し、同日前の利用に係る申請については、なお従前の例による。